

## 甲州市立大和小学校「学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

### 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

#### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、見てみぬふりをしない。

#### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

### 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

#### (1) 基本施策

##### ①学校におけるいじめの防止

- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査を年2回行いその結果を元にして、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- 学校として特に配慮が必要な児童（障がいのある児童・震災避難している児童・性同一性障害や性的指向、性自認に関わる児童等）については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、人権尊重の精神を涵養し、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- 保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。

##### ②いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、相談週間の実施等、必要な措置を講じる。
- 職員会議時に児童の情報交換を行い、いじめの早期発見に努め対応を行う。
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

##### ③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

#### ④インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。
- ・ネットや携帯電話を通じていじめが発生した場合には、各種団体や事業主を含めた関係機関と連携し保護者に必要に応じて対処法を伝え、適切な支援を行いながらいじめの解決に当たっていく。

#### (2) いじめ防止等に関する措置

##### ①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。  
〈構成員〉校長、教頭、教務主任、いじめ対策主任（生徒指導主任）、養護教諭、（必要に応じてP会長・学校運営協議会委員など） 必要に応じて外部人材（SC・SSW、警察等）の参加を求める。
- 〈活 動〉アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。  
学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。  
また、青少年育成甲州市民会議等を活用し地域ぐるみで解決に当たる。
- 〈開 催〉生徒指導委員会を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

##### ②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止する為、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室（保健室・図書室等）において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

#### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告。事案により所轄警察署の援助を得る。
- ② 教育委員会による調査主体の判断により、学校が主体となる場合には、「いじめ防止対策委員会」を核として調査を行う。
- ③ 当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④ いじめが原因で30日以上の不登校になった場合は重大事態として扱う。
- ⑤ 経過報告や今後の対応について、P会長や学校運営協議会委員を含み話し合いをもつ。
- ⑥ 専門機関より指導を受け、さらなる重大事態にならないよう再発防止に努める。

#### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みについて。
- ・いじめを防止するための取り組みについて。